別表十五付表　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第61条の４第３項（交際費等の損金不算入）に規定する通算法人が当該適用年度（同条第１項に規定する適用年度をいう。以下この号において同じ。）において同条第２項の規定の適用を受ける場合（同条第３項第２号ロに規定する他の通算法人が当該適用年度終了の日に終了する事業年度において同条第２項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「通算定額控除限度額 (800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$)」　⑷　の分子の空欄には、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を記載すること。

3　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）には、「通算定額控除限度分配額 ⑷×$\frac{\text{(1)}}{\text{(3)}}$ ⑸」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいい、期限後申告書を除く。）に添付された別表十五付表「１」及び「３」の金額により計算した金額を記載すること。この場合において、既に租税特別措置法第61条の４第３項第５号の通算事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「支出交際費等の額（別表十五「１」）　⑴」及び「計 (1)+(2)　⑶」の金額として計算される金額により、同欄の金額を計算すること。

⑴　「計 (1)+(2)　⑶」の金額が「通算定額控除限度額 (800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$)　⑷」の金額以下である場合

⑵　法第64条の５第６項（損益通算）の規定の適用がある場合

別表十五の１の表中「中小連結法人の定額控除限度額 (⑴の金額又は800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$相当額のうち少ない金額)」を「中小連結法人の定額控除限度額 (⑴と800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$のうち少ない金額)」に改め、同表の記載要領第１号中「「中小連結法人の定額控除限度額 (⑴の金額又は800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$相当額のうち少ない金額)　⑶　」」を「「中小連結法人の定額控除限度額 (⑴と800万円×$\frac{\text{⑷}}{12}$のうち少ない金額)　⑶　」」に改める。

別表十六(一)の表中「圧縮記帳による積立金計上額」を「⑺のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額」に改め、同表の記載要領第１号中「記載し、」を「記載して」に改め、同号中「別表十六(一)「⑼」」を「別表十六(一)「９」」に、「同表「⑯」」を「同表「16」」に、「には」を「において」に、「内書として記載した」を「内書きした」に改め、同表中「増加償却の割合」を「通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例」に改め、同欄に号を次のように改める。

8　「計 (⑵1+⑵2) 又は(⑯−⑱)　⑵3」の欄（第６号の規定により読み替えて記載する場合を含む。）は、「合計 ⑬+⑭+⑮　⑯」の金額から「算出償却額 ⑲×⑳　⑵1」の金額と「増加償却額 ⑵1×割増率　⑵2」の金額との合計額を控除した金額が「差引取得価額×５％ ⑼×$\frac{5}{100}$　⑱」の金額を超える場合には「又は(⑯−⑱)」を消し、その他の場合には「(⑵1+⑵2) 又は」を消すこと。